

協議会だより

国の二〇二四年度の放課後児童クラブ関係予算の補助単価

学童保育への国の補助金は、必要経費の二分の一を保護者が負担することを前提に決められており、残りの二分の一を、基本的には国と都道府県と市町村（特別区を含む）が各三分の一ずつ負担することになっていきます（これを「補助率三分の一」と言います）。

学童保育は二〇一五年四月から、「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」の「二事業に位置づけられ、その予算は内閣府から「子ども・子育て支援交付金」「子ども・子育て支援施設整備交付金」として市町村に交付されています。

また、運営費の補助額は、学童保

育の子ども集団の規模、開所日数や時間などによって、支援の単位ごとに決められます（三〇ページもあわせてご覧ください）。

二〇二四年度、放課後児童クラブの国の予算は、運営費などに一・三億円、整備費には一・四三億円が計上されました。二〇二四年五月二二日付、これも家庭庁長官名義の通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」によって、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」が示されました。

①「原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）どわりの放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を二名以上配置した場合、②「原則、設備運営基準どわりの放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場

表1 2024年度 放課後児童健全育成事業の補助単価 資料：子ども家庭庁発表資料をもとに全国学童保育連絡協議会事務局が作成

1 放課後児童健全育成事業（年間開所日数 250 日以上の放課後児童健全育成事業所）	
*原則、設備運営基準どわりの放課後児童支援員（常勤職員に限る）を2名以上配置した場合	
① 基本額（1支援の単位当たり年額）	
ア 構成する児童の数が1～19人の支援の単位	4,313,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円
イ 構成する児童の数が20～35人の支援の単位	6,552,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円
ロ 構成する児童の数が36～45人の支援の単位	6,552,000円
ハ 構成する児童の数が46～70人の支援の単位	6,552,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×75,000円
ニ 構成する児童の数が71人以上の支援の単位	4,601,000円
② 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）	
（年間開所日数－250日）×26,000円（1日8時間以上開所する場合）	
③ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）	
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合	（左記要件に該当する開所日数）×26,000円
④ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）	
ア 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）	「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×671,000円
イ 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）	「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×302,000円
*原則、設備運営基準どわりの放課後児童支援員、補助員を配置した場合	
① 基本額（1支援の単位当たり年額）	
ア 構成する児童の数が1～19人の支援の単位	2,629,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円
イ 構成する児童の数が20～35人の支援の単位	4,868,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円
ロ 構成する児童の数が36～45人の支援の単位	4,868,000円
ハ 構成する児童の数が46～70人の支援の単位	4,868,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×75,000円
ニ 構成する児童の数が71人以上の支援の単位	2,917,000円
② 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）	
（年間開所日数－250日）×20,000円（1日8時間以上開所する場合）	
③ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）	
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合	（左記要件に該当する開所日数）×20,000円
④ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）	
ア 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）	「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×421,000円
イ 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）	「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×190,000円

※構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があることも家庭庁が認める場合。
 ※放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、同条同項に規定する都道府県等が行う研修の修了を予定している者（職員研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつてから2年以内に研修を修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。）を含む。なお、研修修了予定者についても、要件を満たす者は常勤職員に含めることとする。

合」の補助単価は【表1】のとおりです。

このほかに、③「放課後児童支援員一名のみ配置した場合」、④「補助員のみを原則二名以上配置した場合」、⑤「補助員を一名のみ配置した場合」の補助基準額が示されています。

なお、利用している子どもの安全確保方を条例などで規定している、児童数が二〇人未満になる時間帯や曜日だけ、放課後児童支援員等の一名配置や、補助員のみを配置を認めるとしている場合も、補助単価は②の基準額となります。

全国合宿研究会を開催しました

二〇二四年五月二一・二二日、岡山県を会場に、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は「いま、生活づくりを確かめる——専任・常勤・複数体制および正規職員配置

の必要性」をテーマに全国合宿研究会（以下、合宿研）を開催しました（オンライン併用）。その概要を報告します。

はじめに全国連協から、合宿研の趣旨確認と提起を行うとともに、「生活づくり」という概念がどのような経緯をたどってきたかについて、時代背景にもふれつつ、文献の紹介も交えて、解説を行いました。合宿研の趣旨と提起の内容はつぎのとおりです。

◆全国連協は、子ども・指導員・保護者が共に行う「子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な営み」を、「生活づくり」と呼んで大切にしている。

◆今回の合宿研では、指導員が日頃の実践と実践上の悩みや疑問を出しあい、そのなかから実践上の課題を語ることからはじめ、常勤職員の複数配置が実現することにより、子どもや学童保育の生活がどのように豊かになるの

か、保育の質を上げるとはどのようなことなのかについて、考え、確かめたいこと。

ついで、岩手県滝沢市と石川県津幡町の指導員が、日々の子どもの関わりをもとに実践を報告し、その後、参加者と共に「生活づくりを語りあう」交流の時間と、「いま、生活づくりを確かめる」専任・常勤・複数体制および正規職員配置の必要性を考える」について議論する時間を設けました。

なお、議論のなかでは、「生活づくり」と、国が設けた「放課後児童クラブ運営指針」に示された「育成支援」、それぞれの意味についての質問があり、全国連協から、つぎのように説明しました。

*「生活づくり」は、趣旨確認と提起で述べたとおり、「指導員のみならず、子ども一人ひとりと子どもたち、保護者も共に行うものである」という、学童保育の生活そのものを指す概念的な言葉

である。

*「育成支援」は、「放課後児童支援員等が行う、『子ども』の健全な育成と遊び及び生活の支援」を総称した用語（『放課後児童クラブ運営指針解説書』序章4（2））。つまり、指導員の仕事内容（指導員の仕事の領域）を表現した言葉である。

合宿研の二日間をとおして、「子ども一人ひとりの声を聞くこと」「子どもが『受けとめられている』大事にされている」と実感できるように「そして、その実感によって、『お互いを受けいられる集団がつくれること』『子どもたちに、あたりまえ』の日常を保障できるように、保護者・指導員が共に力をあわせること」の大切さがそれぞれに語られました。

最後に、今回の合宿研で確かめあったことを力に、各地で学童保育の役割や生活内容、指導員の仕事についての社会的理解をさらに広めていくことを確認しました。